

報道関係者 各位

令和5年1月27日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

監督課長 金谷 繁 夫

主任監察監督官 金森 健

電話 018-862-6682

### 令和4年度木造家屋建築工事に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導結果について

秋田労働局（局長 川口秀人）は、管内の6労働基準監督署が令和4年7月1日から同月31日までの「建設業における災害防止集中取組月間」に、施工中の木造家屋建築工事現場に対し集中的に監督指導を実施しました。

#### 【監督指導結果の概要】（図1～図2、表1～表2参照）

##### ■ 監督指導の実施は173現場、247事業場。違反は95現場、163事業場

災害防止集中取組月間中に173現場、247事業場<sup>※1</sup>に対して監督指導を実施しました。このうち、労働者の安全と健康の確保などを定めた労働安全衛生法に係る違反があったのは95現場、163事業場でした。

事業場の違反率は66.0%でした。前年度（令和2年度は10月に実施しました。）の違反率は69.7%でした。

なお、前年度の違反現場数は68現場でした。

##### ■ 墜落防止に関する違反が39.3%で、その違反率は前年度に比べてやや減少

主な違反の内容は、

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ① 墜落防止措置に関するもの         | 97事業場（違反率 39.3%） |
| ② 足場からの物体の落下防止措置に関するもの | 42事業場（違反率 17.0%） |
| ③ 元請の現場管理に関するもの        | 37事業場（違反率 15.0%） |
| ④ 作業主任者の氏名等の周知         | 17事業場（違反率 6.9%）  |
| ⑤ 移動はしごに関するもの          | 16事業場（違反率 6.5%）  |
| ⑥ 安全装置等の有効保持           | 10事業場（違反率 4.0%）  |

でした。

##### ■ 使用停止・立入禁止等行政処分を行ったのは29事業場

特に危険度の高い機械設備や作業場所に対しては使用停止や立入禁止等の行政処分<sup>※2</sup>を行いますが、今年度に行ったのは19現場、29事業場でした。前年度は8現場、13事業場に行政処分を行いました。

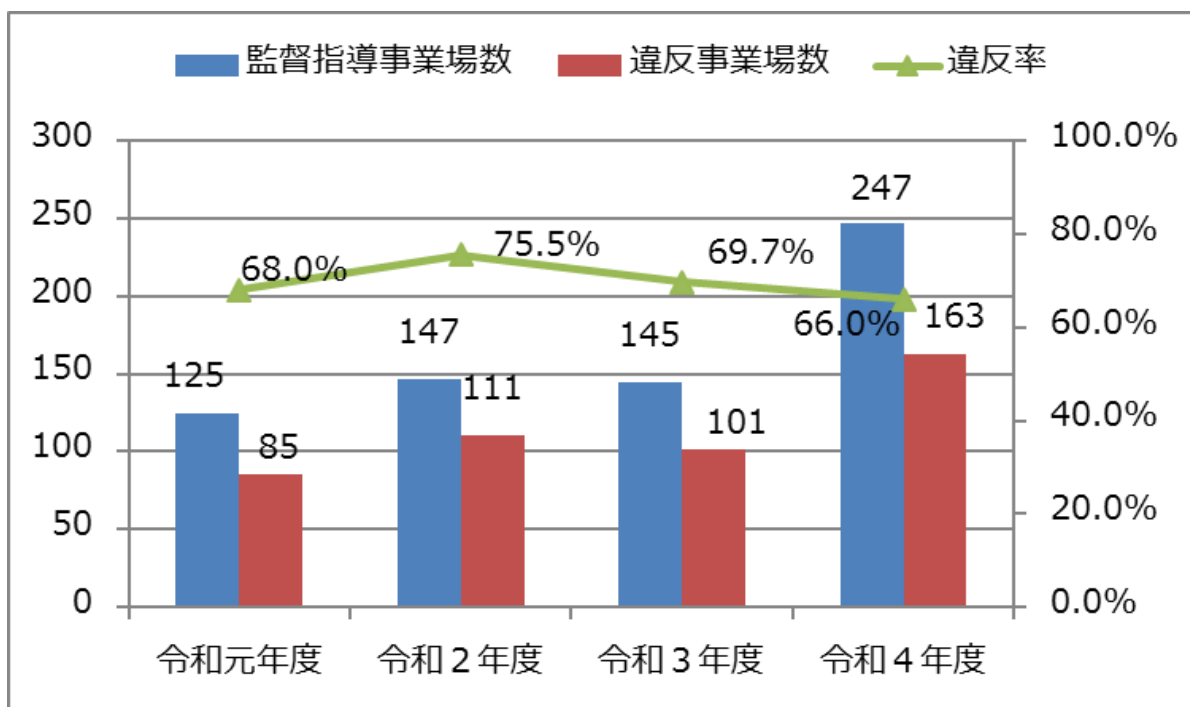
#### 【今後の取組】

秋田県内の木造家屋建築工事業では、休業4日以上労働災害が74件（令和4年12月末日現在）発生しており、令和3年同期比で1件減少しているものの、令和3年と同数の3人が亡

くなっています。秋田労働局では、墜落防止措置等に関する法違反は死亡などの重大な災害につながることから、引き続き、労働災害撲滅のための監督指導を重点的に実施することとしています。

- ※1) 事業場数とは現場で作業する元請と下請を合わせた事業場の数ですので、1現場が1事業場とは限りません。
- ※2) 特に危険な機械や作業場所等に対して労働基準監督署長が行うもので、行政処分の対象となった機械や作業場所等が安全に作業ができることが確認されるまで、その使用や立入が禁止されます。

【図1】 過去4年の木造家屋建築工事に係る「建設業における災害防止集中取組月間」の監督指導事業数等の推移

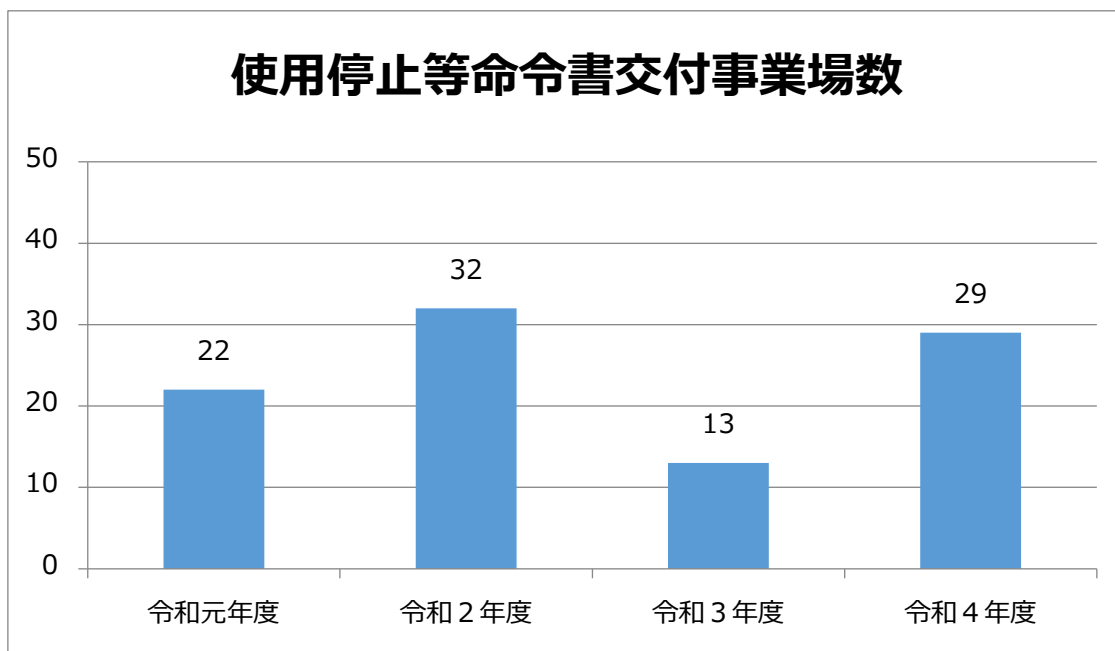


【表1】 主な違反内容

主な違反内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率	違反事業場数	違反率
墜落防止措置に関するもの	69	55.2%	75	51.0%	59	40.7%	97	39.3%
元請の現場管理に関するもの	21	16.8%	31	21.1%	26	17.9%	37	15.0%
安全装置等の有効保持	5	4.0%	17	11.6%	6	4.1%	10	4.0%
作業主任者の氏名等の周知	15	12.0%	18	12.2%	2	1.4%	17	6.9%

※4項目を経年比較したもの

【図 2】 使用停止等命令書の交付状況



【表 2】 使用停止等命令の主な違反内容

主な違反内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	事業場数	事業場数	事業場数	事業場数
墜落防止措置に関するもの	20	31	13	29
丸のご盤の歯の接触予防装置	1	1	0	1

※ 1 事業場で違反が重複している場合あり